

全タク連発第60号
令和7年8月7日

協会長各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋 一朗

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたタクシーの運賃改定の取扱い
の廃止について

今般、国土交通省物流・自動車局旅客課長から、別添のとおり通知がありましたので、了知されるとともに傘下会員に対し周知をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 5 日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
タクシーの運賃改定の取扱いの廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あてに通知したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。

(別添)

事 務 連 絡

令和 7 年 8 月 5 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
タクシーの運賃改定の取扱いの廃止について

タクシーの運賃改定にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたタクシーの運賃改定の取扱いについて」（令和4年7月29日付け事務連絡。以下「コロナ特例事務連絡」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた輸送実績の見込みを適切に推計するために運送収入及び運送費用について実績年度以外の実績も考慮して推計を行っていたところであるが、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行し、緊急事態宣言等による行動制限は行われなくなったことから、コロナ特例事務連絡は廃止し、今後の運賃改定については、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」（平成13年10月26日国自旅第101号。以下「処理方針」という。）に基づき審査を行うこととする。

なお、本取扱いについては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。